

# 北区児童相談所等複合施設 基本計画等説明会

2022. 5

東京都北区子ども未来部  
児童相談所開設準備担当

人が集い、人を育み、  
未来への希望を紡ぐまち

(旧赤羽台東小学校跡地利活用計画より)

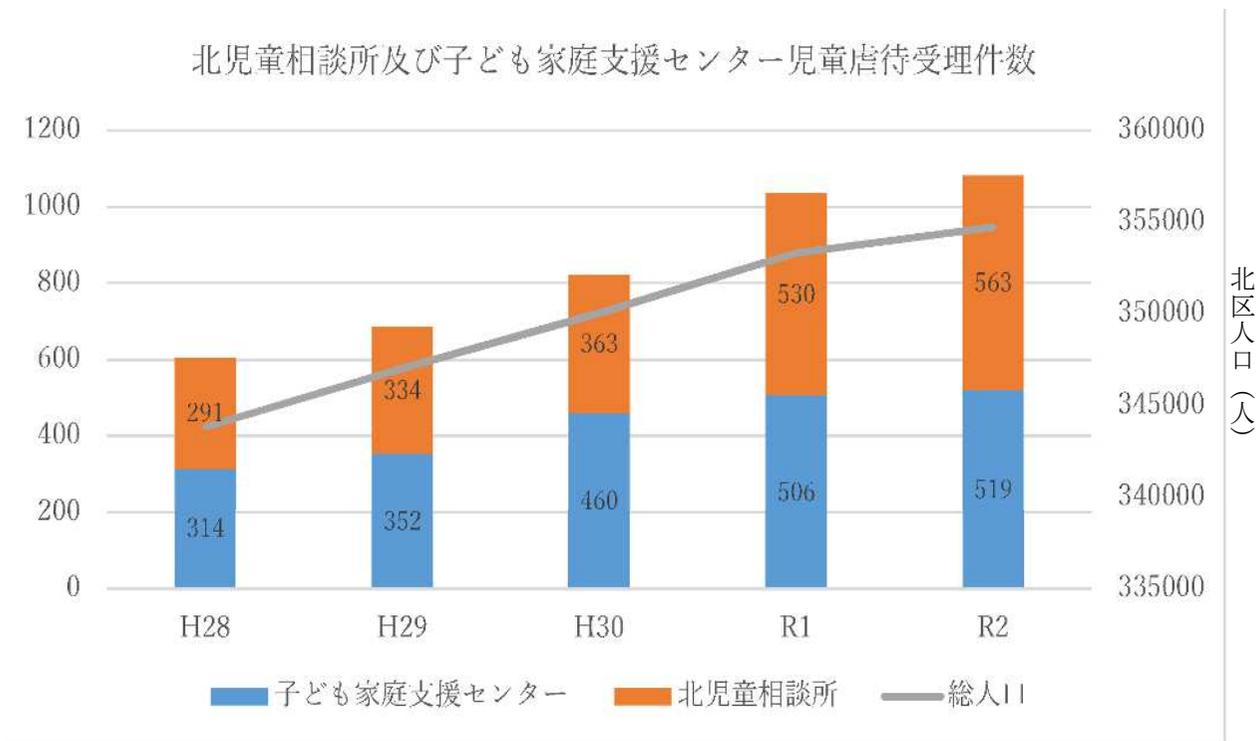


# 本日の内容

---

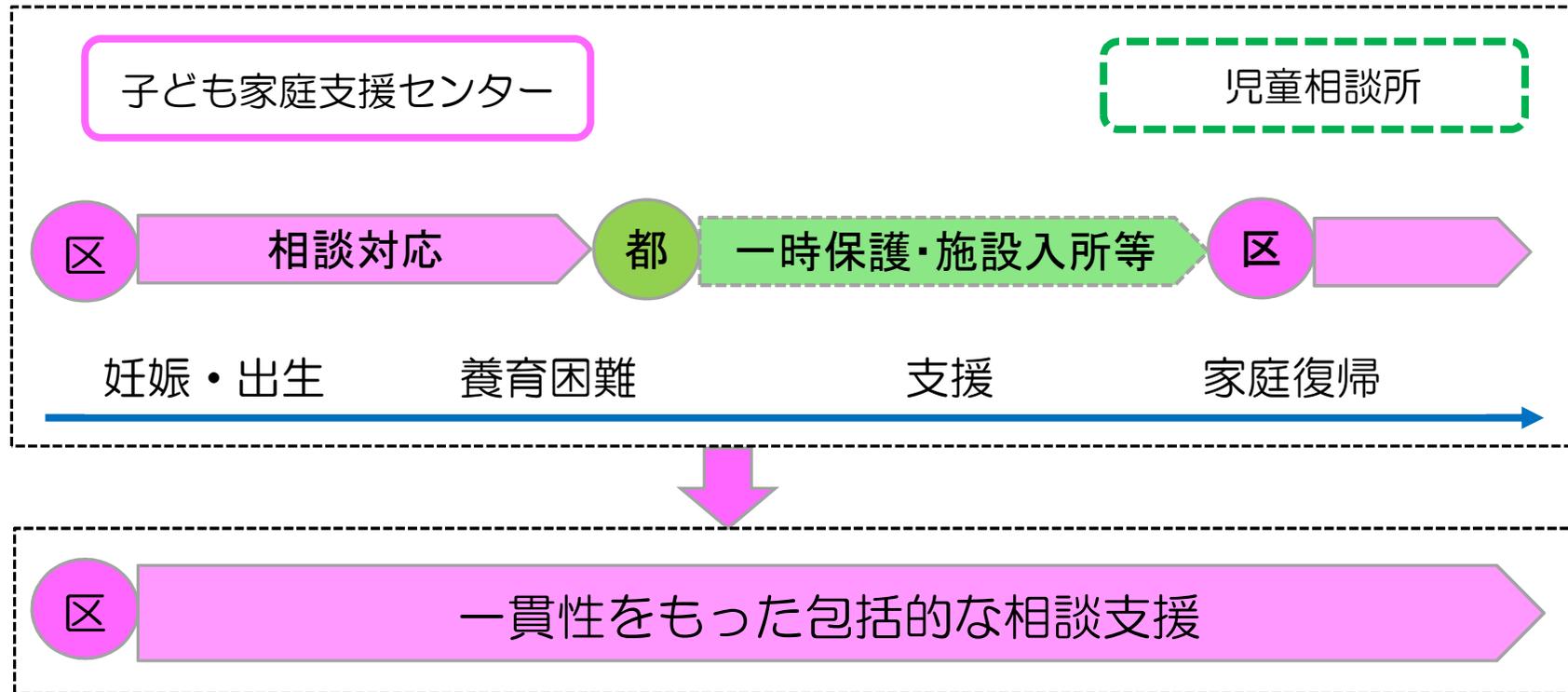
- 1. 虐待相談件数の推移
- 2. 複合施設の紹介
- 3. 基本計画
  - 3-1 これまでの経過
  - 3-2 基本計画の目的
  - 3-3 運営方針
  - 3-4 施設整備
  - 3-5 周辺のまちづくり
  - 3-6 敷地条件
  - 3-7 開設までのスケジュール
- 4. 〈参考〉先行自治体の状況

# 1 虐待相談件数の推移



## 区に児童相談所を設置すると

現在の児童虐待への対応は、区と都が相互に連携・協力しながら対応しています。

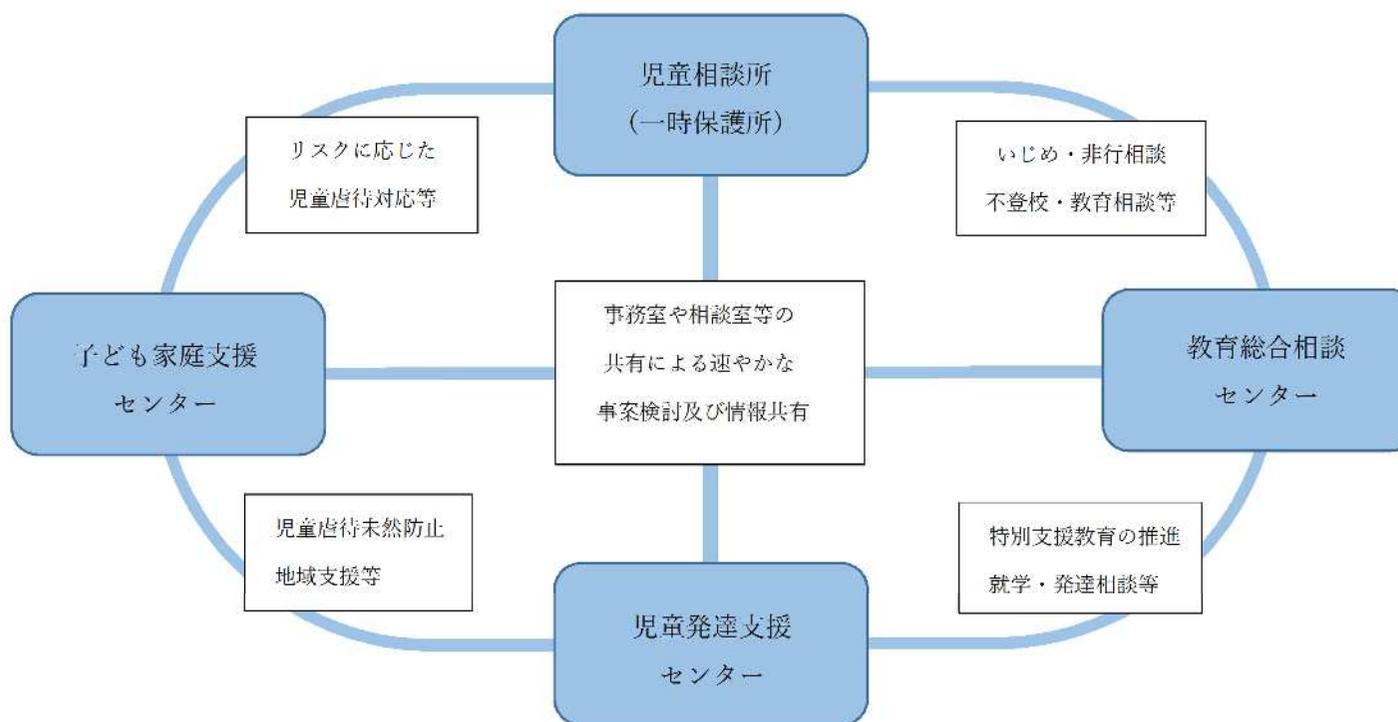


- 区が持つ福祉、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能
- 児童相談所がもつ専門性の高い一時保護や入所等の支援

## 2 複合施設の紹介

---

# 複合化する各機能の連携イメージ



## (1) 子ども家庭支援センター

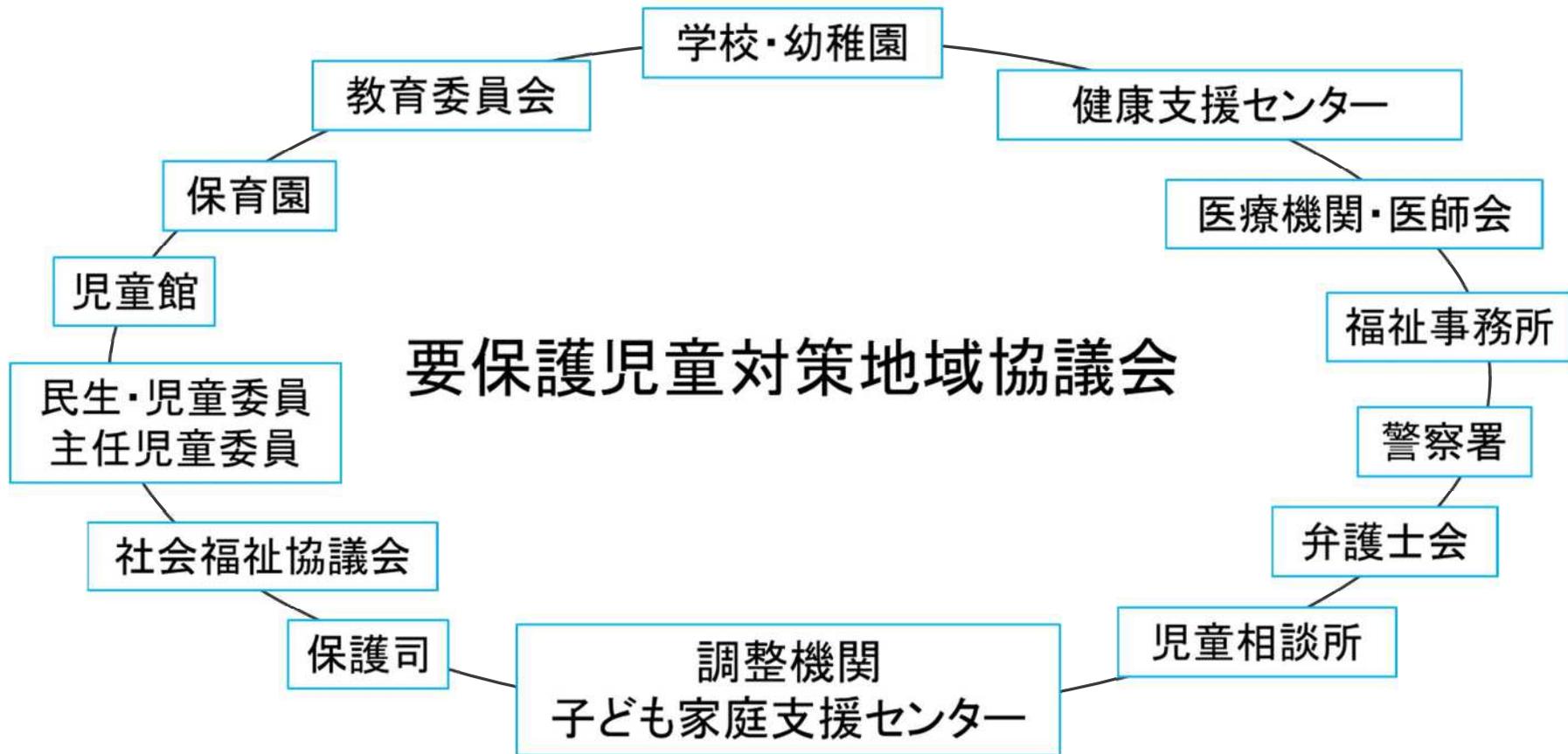
---

○子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、あらゆる相談に対応。

○区における児童虐待の一義的な相談窓口として児童相談所や健康支援センター等の関係機関と連携し、子育て家庭を支援する機関。見守りや予防・再発防止を担っている。

○子どもと家庭を総合的に支援していくための中核機関として、地域ネットワークを構築し、有効に機能するよう関係機関の調整役。

# 地域の関係機関との連携による支援



# 子ども家庭支援センターのその他事業

---

## ○あそびのひろば

主に3歳未満のお子様と保護者の皆様の交流の場です。親子でゆっくり遊び、お食事や授乳をしながら一日を過ごせる空間があります。また、遊びや育児に関するミニ講座が行われます。子育てに困ったとき、不安や悩みがあるとき、誰かと話したいときなど、利用できる場となっています。

## ○はぴママひよこ面接

生後6か月までの子どもの保護者を対象に、出産後の育児不安を軽減し、安心して子育てができるように、保育士等が面接を行い、子育てサービスなどの情報を案内します。

## ○子どもショートステイ事業

保護者の方が、出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子様（2歳～小6まで）を養育することができない時に、お子さんを施設にてお預かりしています。

## (2) 児童発達支援センター

---

子どもの発達に関する相談と発達を促すための療育等の支援を提供

- 相談

初回相談、発達評価、専門相談、今後の相談

- 事業

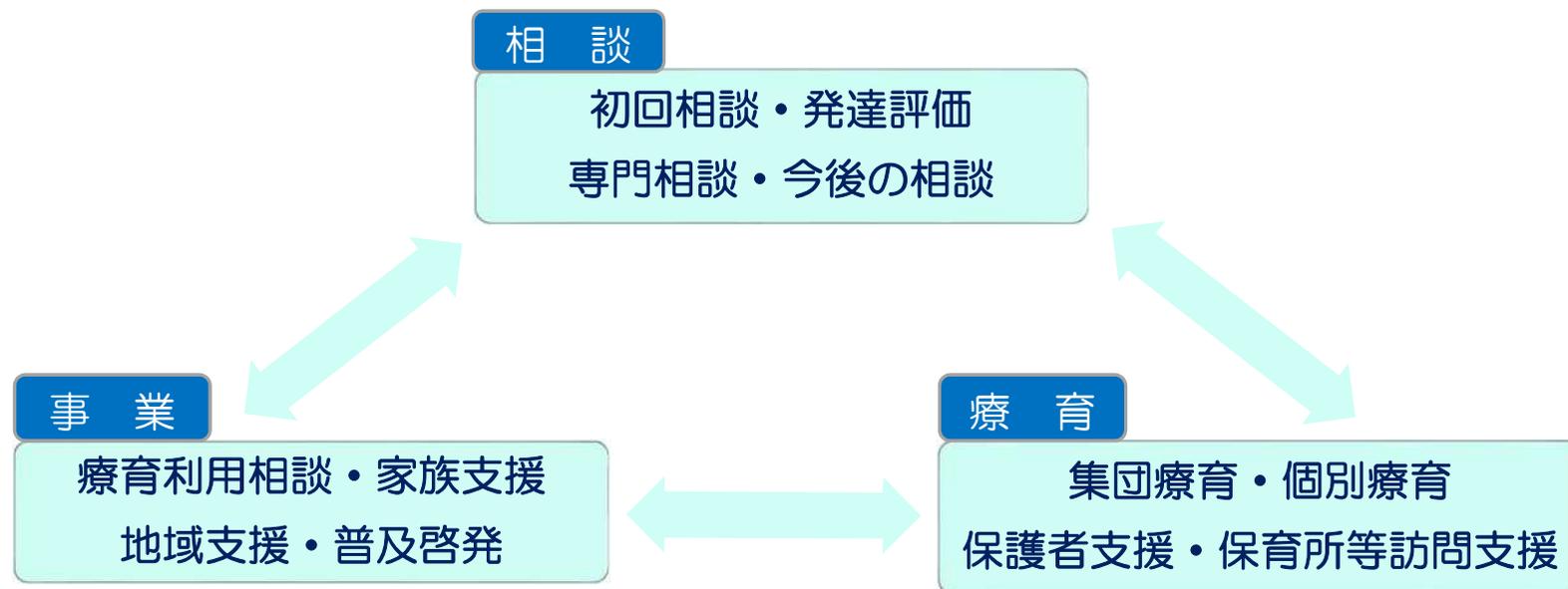
療育利用相談支援、家族支援、地域支援

- 療育（2歳～5歳まで1日30名定員）

集団療育、個別療育、保護者支援他

# 児童発達支援センター

子どもの発達に関する相談と、発達を促すため療育等の支援を提供



# 児童発達支援センター療育 一日のスケジュール（例）

未満児クラス		幼児単独毎日クラス
登園	9:45	登園
自由あそび		自由あそび
体操	10:15	体操
朝の集会	10:30	朝の集会
療育	10:45	活動
帰りの集会	11:25	
降園	11:45	
	12:10	食事
	13:25	帰りの集会
	13:45	降園
		

### (3) 教育総合相談センター

---

教育の総合相談窓口として、子どもや保護者などが抱える様々な教育に関する悩みなどについての教育的・心理的な相談支援を行う機関。

適応指導教室を併設し、様々な要因で学校に登校できない児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、社会的自立に向けた支援や、学校復帰への支援等を行います。

# 教育総合相談センター（機能と内容）

相談機能	相談内容
教育相談	子どもと学校、家庭を取り巻く様々な相談
就学相談	就学予定または転学希望の児童・生徒の障害や発達の状態等に応じた相談
不登校対策室	適応指導教室の入級に関する相談や手続き
適応指導教室の運営	不登校となった児童・生徒が安心して学び育つ場として受け入れ、支援
特別支援教育の推進	共生社会の形成及びインクルーシブ教育システムの構築に向けての取り組み

## (4) 児童相談所

---

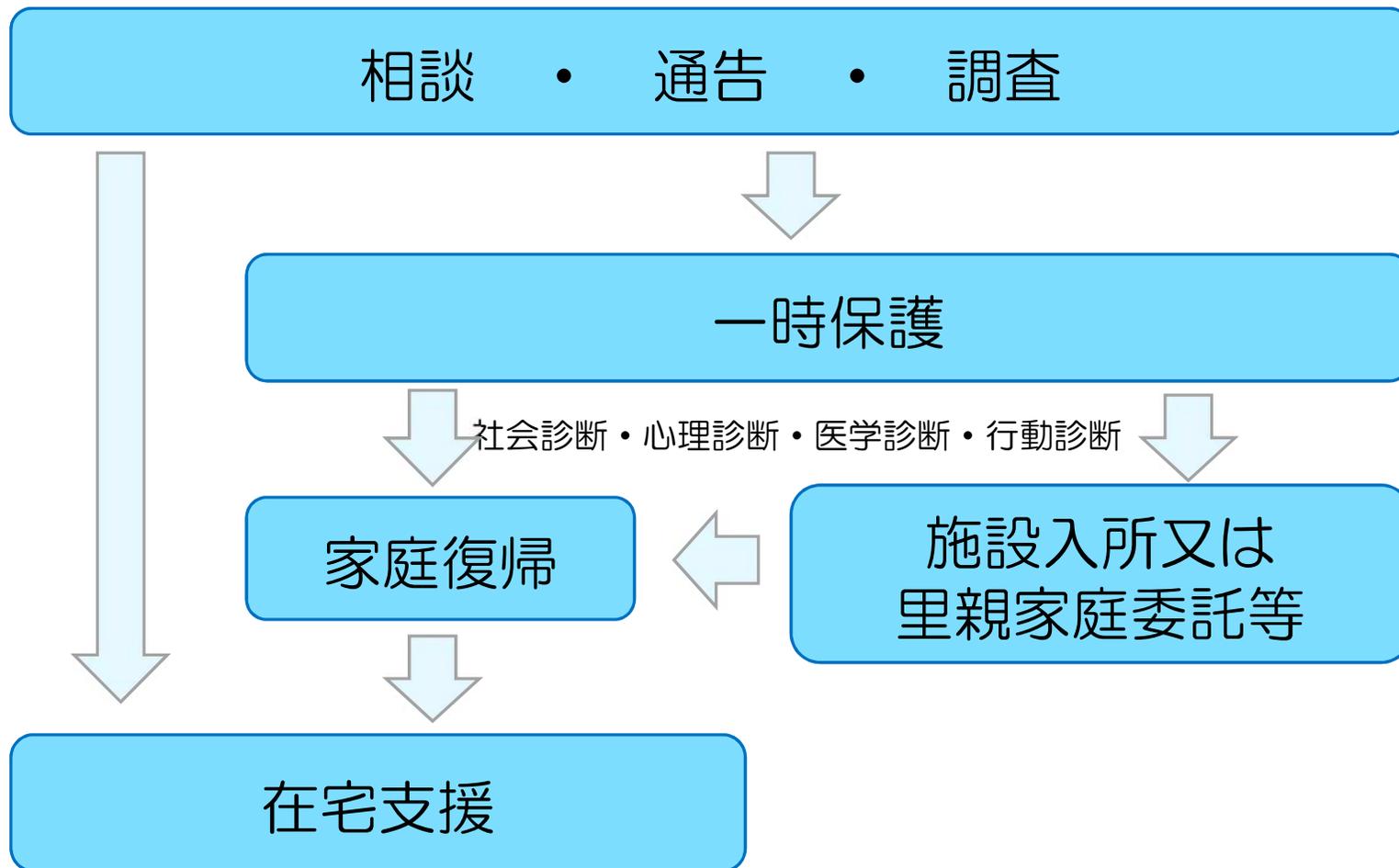
○虐待や養育困難等に関する養護相談、知的・身体障害相談、非行相談、育成相談、里親に関する相談など、各種相談対応。

○専門職員による継続的な援助や一時保護、里親委託や施設入所の支援など、様々な援助を行う。

○専門性の高い困難事例の対応窓口として、子ども家庭支援センターと連携し取り組む機関。

○立ち入り調査、一時保護、入所措置、親権停止などの法的権限行使。

# 児童相談所



## (5) 一時保護所

---

児童相談所に付属し、虐待等を理由に保護を必要とする2歳～18歳未満の子どもを一時的に保護するための施設。

一時保護とは…

○「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」ことを目的に行う（児童福祉法第33条）。

○児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うもの。

# 一時保護所 一日のスケジュール（例）

幼児の日課		小学生以上の日課
起床・朝食 自由遊び おやつ 昼食 お昼寝 おやつ 入浴・自由遊び テレビ自由遊び	7:00  10:00 12:00  15:00  18:00	起床・朝食 学習・運動  昼食 学習・運動 おやつ そうじ・入浴 夕食 一日のまとめ
	20:00 21:30	 
就寝		就寝

# 3 基本計画

---

## 3-1 これまでの経過

---

平成28年 6月 児童福祉法の改正  
(特別区においても児童相談所の設置が可能)

平成30年12月 旧赤羽台東小学校跡地利活用計画策定

令和 2年 7月 北区児童相談所等複合施設基本構想策定

令和 3年12月 北区児童相談所等複合施設基本計画策定

## 3-2 基本計画の目的

---

○複合施設の基本理念や機能、敷地の条件等の設計の前提となる基本的考え方に基づき基本構想を具現化。

○児童相談所を開設した先行自治体での課題や周辺のまちづくりとの一体性を踏まえ、北区が整備する複合施設が子どもたちの安心安全を確保し、区民が身近に立ち寄ることができる施設。

※この計画を基に複合施設の基本設計・実施設計や建設工事へ。

## 3-3 運営方針

---

## 児童相談所（配置職員数案）

職種等	職員数	配置基準	資格等
所長	1	—	医師、社会福祉士、児童福祉司として2年以上勤務した者等
副所長	1	—	—
児童福祉司 スーパーバイザー	5	児童福祉司5人につき1人	児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了した者
児童福祉司	25	人口3万人に1人、児童虐待に係る相談実績に応じ加算※1	社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師・保育士等の一定の資格を有し、講習修了等の要件を満たした者等
児童心理司 スーパーバイザー	2	配置基準に関する明文の規定はなし	心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを、少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有する者
児童心理司	13	児童福祉司2人につき1人以上	公認心理師、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員は、医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まなければならない
その他	30	—	事務、医師、保健師、弁護士、会計年度任用職員（虐待対応協力員、家庭復帰支援員、元警察官等）
計	77	—	—

※職員数は相談件数の推移等の実態にあわせ適宜見直しします。

## 一時保護所（定員）

北区における令和2年度の年間保護人数が75名（①）で、1人当たり平均保護期間が42日（②）の場合、1日当たりの平均保護人数は約8.6人〔①×②÷365日〕としました。また、一時保護所開設後の保護件数の増加等にも対応できるように、先行区の状況も踏まえ、その2～3倍の20名に設定します。

＜定員内訳＞

幼児4名 学齢女児8名 学齢男児8名 計20名

〈参考〉北区における直近5年間の一時保護人数（累計）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
43人	39人	50人	57人	75人

## 一時保護所（権利擁護）

---

一時保護においては子どもの権利が守られることが重要なため、子ども（や保護者等）に十分説明し、意見を聴き、意向を十分尊重する必要がある。北区の設置運営する一時保護所においても、子どもの権利擁護に意識した取り組みを検討する。

○意見表明支援（アドボカシー）の仕組みを整備。

○一時保護中の生活場面で、意見表明を適切に支援するために子ども意見表明支援員（アドボケイト）の配置。

○子どもが安心して生活できるよう個室・個浴等を整備するなど環境整備。

## 3-4 施設整備

---

### <考え方>

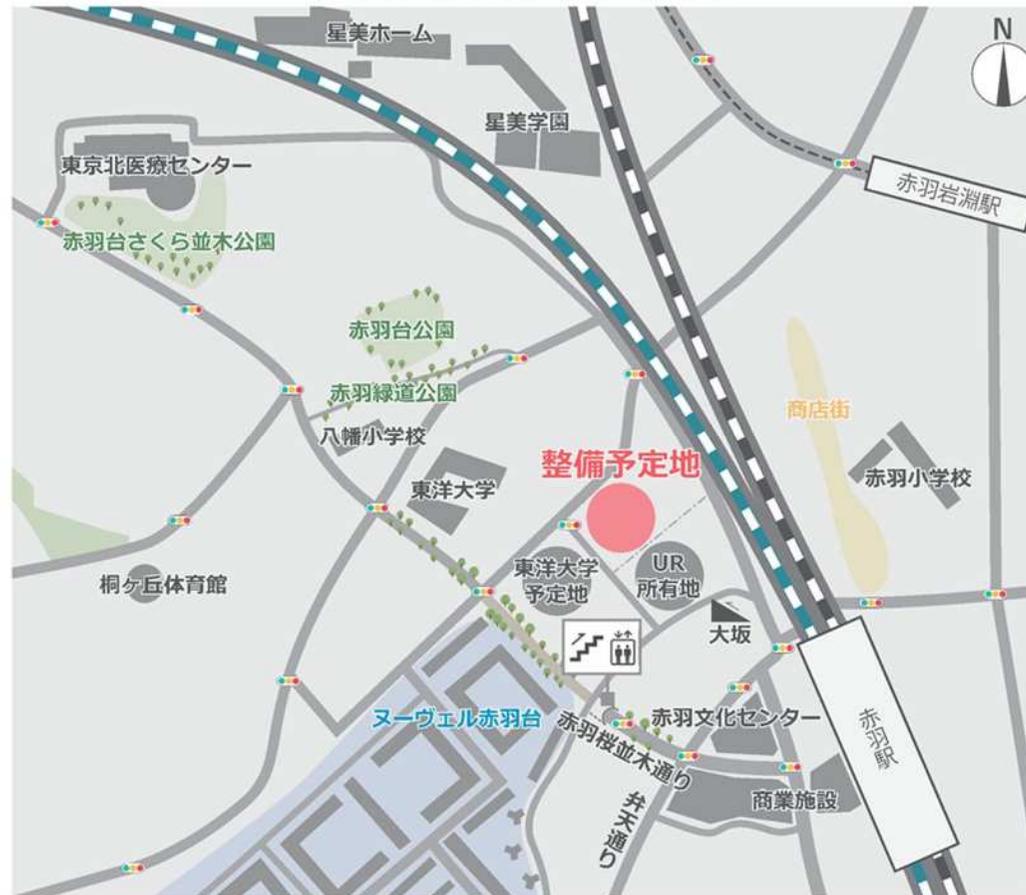
- 虐待件数増加に対応できる事務スペースや相談室等の確保
- 一時保護所についても虐待件数を見据えた定員の設定や子どもたちの権利に配慮した居室等を十分確保
- 様々な諸室の共用化や環境等に配慮し、効率的な配置計画
- 事務室・面接相談室等・屋内運動場・調理室の共用

## 施設整備（施設規模延床面積）

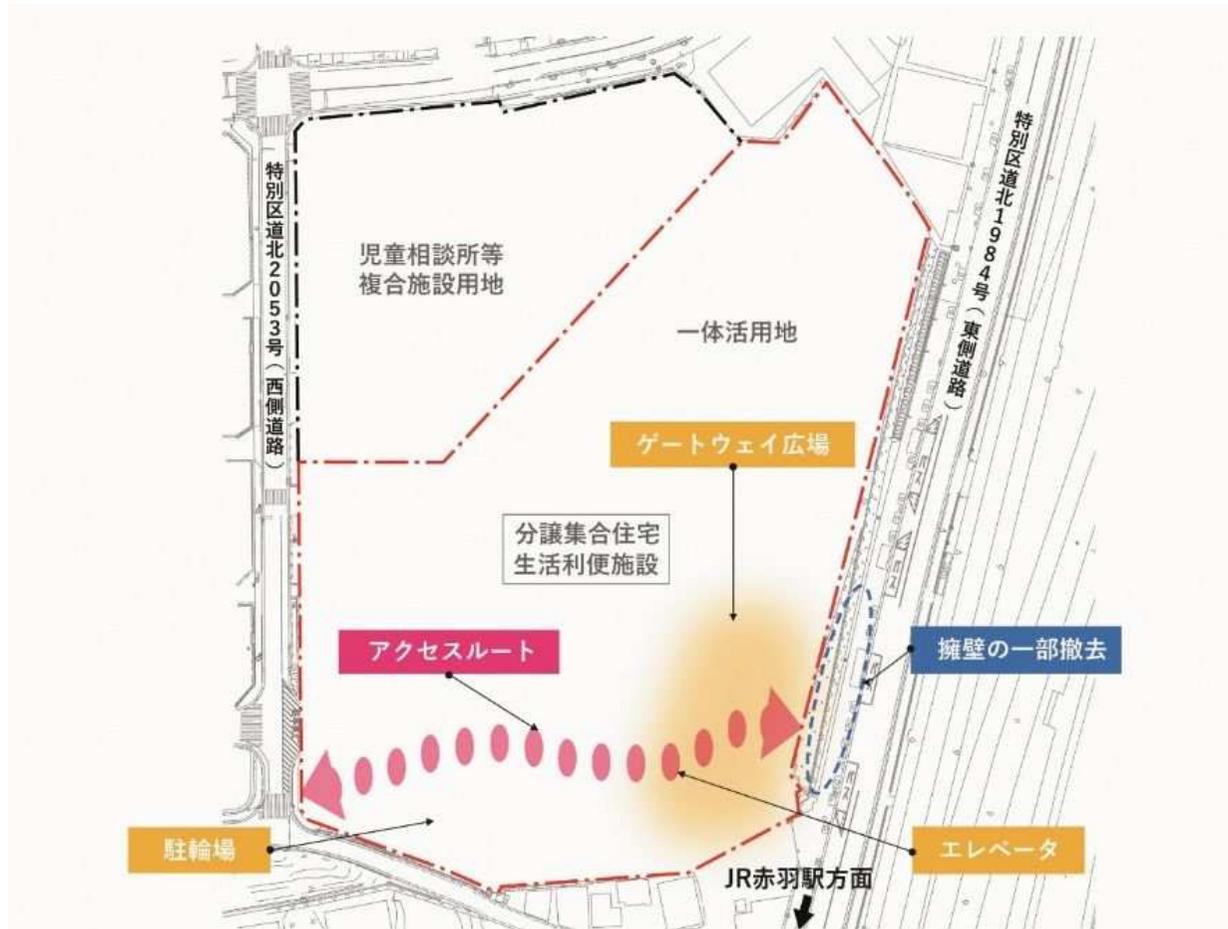
各相談機能	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
①子ども家庭支援センター	170	あそびのひろば等
②児童発達支援センター	240	療育室等
③教育総合相談センター	210	学習室等
④児童相談所	330	会議室、心理検査室、面接相談室等
⑤一時保護所	1,110	居室、学習室、談話室等
⑥連携施設・設備	2,630	受付、待合、事務室等
⑦共用	2,060	全体延床面積の30%程度
計	6,750	

## 3-5 周辺のまちづくり

◆整備予定地の周辺状況（概況）◆



# 魅力あるまちづくりの土地利用イメージ



## アクセスルート

敷地の東西を結ぶ新たなルートを整備

## ゲートウェイ広場

東側道路に面して  
400㎡以上の広場

## エレベータ

赤羽台トンネル脇と同等規模以上

## 駐輪場

400台規模の駐輪場

## 擁壁の一部撤去

東側道路擁壁の一部  
撤去

## 分譲集合住宅

多様な世代に対応した  
住宅300戸以上

## 生活便利施設

1500㎡以上



## 3-7 開設までのスケジュール

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設整備	基本計画	基本設計・実施設計		建設工事		● 複合施設開設
解体工事	解体工事					
体制・組織	検討	運営指針	マニュアル等作成			● 児童相談所及び一時保護所開設
人材の確保・育成	採用・派遣・研修等					ケース
児童相談所設置市の事務	組織・人員の検討					事務引継
国及び東京都との協議			【都】 開設計画書協議	【国】 事前協議	【国】 政令指定要請	

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

## 4 <参考> 先行自治体の状況

自治体	開設年度	児童相談所等施設状況
江戸川区	令和2年4月	児童相談所（子ども家庭支援センター）
世田谷区	令和2年4月	児童相談所 ※区内に5か所子ども家庭支援センターあり。
荒川区	令和2年7月	児童相談所（子ども家庭支援センター）
港区	令和3年4月	児童相談所・子ども家庭支援センター・母子生活支援施設
中野区	令和4年4月	児童相談所（子ども家庭支援センター）・子ども若者支援センター・教育センター・図書館・中学校

※令和4年度中に板橋区、豊島区が開設予定